

核軍縮・核不拡散に関する政府の立場及び取組み

平成11年9月16日

外務省軍備管理軍縮課

1. 核軍縮に対する我が国の基本的立場

(1) 核兵器のない世界を目指して現実的な核軍縮措置を着実に積み重ねていくことが重要。

(2) 我が国の貢献

我が国は、94年以来、国連総会に「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮に関する決議」を提出。98年は核軍縮・不拡散の今後の具体的道筋を示す新たな内容の決議を提出した。特にCTBT早期発効、カットオフ条約交渉の早期妥結、START IIの早期発効等に加え、核軍縮に関する将来の措置についての多国間の議論、5核兵器国による交渉を通じた核戦力の削減を掲げ、全核兵器国を含む圧倒的多数の支持を得るという大きな成果(賛成160、反対0、棄権11)を挙げた。

2. 核兵器不拡散条約(NPT)

(1) NPTは国際的核不拡散体制の中心的柱。現在締約国数187。主な未締約国は、印、パキスタン、イスラエル。

(2) 95年5月、NPT再検討・延長会議において、NPT無期限延長を無投票で決定。同時に合意された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」は、究極的核廃絶を目標とする核兵器国の核軍縮努力、包括的核実験禁止条約(CTBT)交渉の96年中の妥結、CTBT発効までの核実験の最大限の抑制等を盛り、将来の核軍縮の道筋を示す。

(3) 次回NPT再検討会議は2000年4月24日～5月19日までニューヨークで開催予定。1997年より毎年準備委員会が開催されており、第1回会合は同年4月7～18日にNYで、また第2回会合は昨年4月27日～5月8日にジュネーブで、第3回会合は5月10日～21日までニューヨークで開催された。

(4) 準備委員会での我が国の貢献

(イ) 第1回会合に先立つ96年12月、強化された再検討プロセスの円滑な開始に資するべく、「NPT延長後の核軍縮セミナー」を主催。

(ロ) 第2回会合において、加等の他の西側非核兵器国と協力しつつ、実質事項で合意を得るべく努力。

(ロ) 第2回会合で「核軍縮の実際の側面」に関する提案。

- ・核軍縮措置の実施に伴う実際の諸問題に関する情報の提供を核兵器国に要請。
- ・警戒態勢解除等の核兵器の運用面に関する情報の提供を核兵器国に要請。

(ハ) 第2回会合で「2000年再検討会議への勧告案に盛り込むべき追加的要素」に関する提案。

- ・既存の核兵器用核分裂性物質の透明性強化の呼びかけ。
- ・STARTプロセスの強化の呼びかけ。
- ・米ロ以外の核兵器国に対する核軍縮努力の強化の呼びかけ。

- ・戦術核兵器についての透明性向上の呼びかけ。

(二) 第3回会合においては、①我が国は2000年再検討会議の手続事項、実質事項及び最終成果物についての勧告をまとめることを主張、②また、また核兵器国に求める以下の点を主張。

- ・米露間におけるSTARTⅡ、STARTⅢ交渉の補完的交渉の必要性
- ・米露以外の核兵器国の更なる核軍縮努力
- ・核兵器解体等脅威削減にかかわる実質的措置の推進
- ・警戒態勢解除の一層の推進の必要性

3. 包括的核実験禁止条約 (CTBT)

(1) CTBTは、地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発及び他の核爆発」をも禁止等する歴史的な軍縮措置。核兵器の開発、質的改善を行う上で、核実験が重要であることから、その禁止は核軍縮推進上重要な措置と考えられてきたが、1963年8月に成立した「大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約」

(いわゆる「部分的核実験禁止条約 (PTBT)」) は、原則として、地下核実験は禁止の対象としていないため、地下核実験を含むすべての核実験の禁止が、国際社会の大きな軍縮課題の一つとされてきた。

(2) CTBTの作成のための交渉は、ジュネーブ軍縮会議において94年1月より開始された。交渉の最終段階において、ほぼすべての交渉参加国の支持にも拘わらず、インド等の反対により軍縮会議において条約案を採択することが断念されたが、同条約の成立を望む多数の国が第50回国連総会再開会期に同条約案の採択を共同提案(我が国を含む127カ国提案)した結果、96年9月10日(日本時間11日)、同会期において同条約案を採択する決議が採択された。

(3) 同年9月24日、同条約は署名開放され、我が国はP5(米、中、仏、露、英)に続き6番目に橋本総理が署名した。99年8月25日現在の署名国は152か国。発効要件の44か国中41か国は署名済みであり、未署名国はインド、パキスタン、北朝鮮。

(4) 我が国は、97年7月8日(日本時間9日)に締結済み(フィジー、カタル、ウズベキスタンに次ぎ4番目)。99年9月16日現在締約国は44か国(米、露、中イスラエルは批准のみ)。

(5) 現在、CTBT機関準備委員会(事務局は暫定技術事務局)が、同条約実施のため、国際監視制度を含む検証制度の整備を行っている。

(6) CTBTの主な内容は以下のとおり。

(イ) 核実験の禁止：締約国は核兵器の実験的爆発又は他の核爆発も実施しないこと、これらの核爆発を禁止し及び防止すること並びにこれらの核爆発の実施を実現させ、奨励し又はこれに参加することを差し控えることを約束する。

(ロ) 国際監視制度：条約の義務違反を検証するため、4種類の監視技術(地震、放射性核種、水中音波及び微気圧振動)を用いる監視観測所網を設置し、ウィーンに設置される国際データセンサーに24時間データが提供される。

(ハ) 現地査察：条約の違反に関する問題を明らかにするため、執行理事会（51カ国）の30以上の理事国の賛成により現地査察の実施が認められる。

(二) 発効要件：軍縮会議のメンバー国であり、且つ国際原子力機関（IAEA）の「世界の発電用原子炉」等の表に掲げられている44カ国（核兵器国、インド、我が国等が含まれる）すべてが批准書を寄託した後、180日で発効。ただし、条約の署名開放（96年9月24日）後2年間は発効しない。

この条約の署名開放後3年を経過しても、効力を生じない場合には、すでに批准書を寄託している国により、条約の早期発効を容易にするための会議を開催し、批准の過程を促進するための措置をコンSENS方式により決定することとなっており、本年10月にウィーンにおいて批准促進会議が開催予定。

(7) CTBTへの我が国の貢献

(イ) 素他と共に、国連総会でのCTBT採択に努力。

(ロ) CTBTの検証・実施体制整備のため、地震観測技術を活用した核実験探知技術の向上に貢献。

(ハ) 95年より毎年開発途上国の地震学専門家を育成するためのグローバル地震観測研修を実施。また、98年6月にCTBTO準備委・暫定技術事務局主催IMS入門技術研修の本邦での開催に際し施設の提供及び講師の派遣等で協力。

(ニ) CTBT暫定技術事務局の局長ポストに外務省職員を、また、検証分野のポストに気象庁職員を派遣。

(ホ) 我が国は昨年11月にその批准が発効要件となっている国々に対しCTBT批准促進を働きかける大臣メッセージを発出するCTBT批准促進キャンペーンを実施した他、本年7月にはCTBT未批准の核兵器国（米中露）首脳に対し批准促進を求める総理親書を発出した。

4. 非核兵器地帯条約

(1) 非核兵器地帯条約は、一定の地域内における核兵器の配備・実験・使用を禁止し、そのための管理制度（国際原子力機関の保障措置の適用、協議、苦情申立て手続き等）について定めるとともに、同条約の議定書において当該地域における核兵器の配備・実験・使用の禁止についての核兵器国の法的義務について定めるものである。これに対し、南極条約や宇宙条約等は、一定の地域及び空間における核兵器の配備及び実験並びに使用を禁止しているが、独自の管理制度を設置せず、また核兵器国の法的義務を定める議定書も存在しない点で、非核兵器地帯条約とは異なる。

(2) 非核兵器地帯の設立については、95年5月のNP T再検討・延長会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」においても、関係地域の諸国の間で自由な意志により合意された取り極めに基づく国際的に認知されたものであれば、世界及び地域の安全を強化するものであり、地域の固有の特性を考慮しつつ優先事項として推奨すべきものとして、西暦2000年の再検討会議までに新たな非核地帯が設置されることが歓迎されている。

(3) こうした動きを背景に、非核兵器地帯の設置・拡充への機運が近年にない高まり

を見せている。以前より中南米にはラテンアメリカ核兵器禁止条約（いわゆる「トラテロルコ条約」67年署名、68年発効）が存在したが、96年3月、米、英、仏が南太平洋非核地帯条約（いわゆる「ラロトンガ条約」、85年署名、86年発効）の議定書に署名。更に、同年4月には、アフリカ諸国42カ国がアフリカ非核兵器地帯条約（いわゆる「ペリンダバ条約」、未発効。）に、米、英、仏、中が同条約議定書に署名した（なおロシアも96年11月に同議定書に署名した。97年5月現在の署名国数は49カ国。）。又、97年3月、ASEAN7カ国及びカンボディア、ラオス、ミャンマーの計10カ国が95年12月に署名した東南アジア非核兵器地帯条約が発効した。

（4）また、中央アジア非核地帯条約については現在、関係国及び国連専門家グループにより起草作業が行われているところ、我が国は同非核地帯を支援し、この早期成立のため、約42万ドルを国連軍縮局に拠出することを決定した。

5. カットオフ条約

（1）カットオフとは、核兵器その他の核爆発装置用のプルトニウム及び高濃縮ウランの生産禁止のことで、CTBTに続く多国間の核軍縮・核不拡散措置の一つ。

（2）93年、条約交渉開始を勧告する国連総会決議がコンセンサスで採択されて以来、ジュネーブ軍縮会議（CD）において条約交渉開始の準備作業が行われ、95年3月、カットオフ特別委員会の設置が決定された。しかし、核軍縮に関する特別委員会の設置問題や兵器用核分裂性物質の既存のストックの取り扱い等をめぐり交渉国間の意見が対立し、その後3年以上にわたり条約交渉は開始されなかった。98年5月の核実験の後、インド、パキスタンはカットオフ条約交渉に積極的に参加する旨表明し、右を機に交渉開始への機運が再び生まれ、8月11日、同条約交渉のための特別委員会の設置が改めて決定されたものの98年の第3会期終了後、99年8月の時点でも同委員会の再設置の目処は立っていない。

（3）我が国のカットオフ条約交渉開始に向けた努力

（イ）ジュネーブ軍縮会議において、核軍縮に関する特別調整者の任命を提案。

（ロ）まずカットオフ条約の技術的問題について検討を開始することを提案。

（ハ）98年5月、カットオフ条約に関する技術的問題検討会合を主催。

6. 米露二国間核軍縮

（1）START（戦略兵器削減条約）

91年7月米露間で署名。ソ連崩壊後、94年2月までに米、露、カザフスタン、ベラルーシ、ウクライナが批准。94年12月発効。発効から7年の間に、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシの戦略核は全て露に移送され、米、露は戦略核弾頭総数を各6000発以下に削減することとなる。

（2）START II（第二次戦略兵器削減条約）

93年1月米露間で署名。96年1月、米国批准。今後ロシアが批准し、条約が発効すれば、2003年までに各々3000～3500発まで戦略核弾頭を削減することと

された（米露は97年、右削減期限を2007年に延長することを合意）。

（3）97年3月のヘルシンキでの米露首脳会談では、両国大統領は2007年までに各々2000～2500発まで戦略核弾頭を削減する等のSTARTⅢに含めるべき内容及び、STARTⅡの下での戦略兵器運搬手段の廃棄期限の2007年への延長等について、共通の理解に達した。なお、99年6月のケルンサミット時に開催された米露首脳会談の結果STARTⅢ及びABM制限の見直しに関し交渉を行うこととなった。

（4）我が国の貢献

（イ）上記3.（7）（ホ）の小渕総理親書の中で、米露両国に対しSTARTプロセス促進の働きかけを行った。

（ロ）STARTにより旧ソ連4カ国は戦略核兵器削減義務を負ったが、深刻な財政的・技術的問題が義務履行の足枷となっているところ、米、日をはじめ西側先進国がそれぞれ核兵器廃棄推進のための協力を行っている。

（ロ）我が国は、93年4月に総額約1億ドル（117億円）の協力を行うことを決定（配分は、露70％、ウクライナ15％、カザフスタン10％、ベラルーシ5％）。露については、解体核兵器から生ずる核物質の貯蔵施設への協力、液体放射性廃棄物処理施設の建設等、他の3カ国については、核物質管理国家制度の確立支援等のプロジェクトを進めている。また、この関連で99年6月のケルンサミットにおいて、追加的に2億ドル相当のプロジェクトに資金協力をしていく旨意図表明を行った。

（了）

インド及びパキスタンによる核実験実施と我が国の立場

- 昨年5月の印「パ」両国による核実験は、南アジアを中心とした地域的な平和と安定に対し悪影響を及ぼすのみならず、核拡散防止条約（NPT）や包括的核実験禁止条約（CTBT）を中心とする国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦。
- 両国による核実験は、国際的な核軍縮・不拡散を推進する我が国としては容認できないものであり、核兵器のない世界を目指す国際社会の努力に逆行する極めて遺憾な行為である。両国に対しては、我が国のこうした基本的立場を伝えると共に、新規の無償資金協力の原則停止及び新規の円借款の停止等の厳しい措置を決定した。

我が国の取り組み

- 国際的な核不拡散体制の堅持・強化と南アジアの安定のため、印「パ」両国に対し、①CTBTへの早期参加、②核・ミサイル関連資機材・技術に係る輸出管理の厳格化等が、また③印「パ」二国間対話、両国間の緊張緩和・信頼醸成を通じた南アジアの安定化等が重要である旨働きかけている。
- マルチの取り組みとしては、関係国と共同で印「パ」の核実験に関する国連安保理決議案を提案、昨年6月6日同案が採択された（安保理決議1172）。昨年6月12日のG8外相会合においてもG8外相声明の採択に大きく貢献したほか、印「パ」の核不拡散体制への取り組みと両国間の緊張緩和・信頼醸成のための具体的方策を検討するタスクフォースの設置を提案し、これが合意された。このタスクフォースは、99年6月までに4回開催され、そのうち第3回会合（99年2月）は我が国が議長国となり、東京で開催された。
- 我が国独自のイニシアティブとして、内外の有識者の参加を得て核不拡散・核軍縮について提言を得る「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」第1回会合を昨年8月に開催、本年7月、東京で第4回会合を開催し、最終報告書を採択した。
- 対話を通じた印「パ」両国へのハイレベルでの働きかけに関しては、昨年7月28日ARF（ASEAN Regional Forum）の機会に高村政務次官（当時）とジャスワント・シン印国家計画委員会副委員長（当時）との会談が実施され、本年1月18日には日印次官級政務協議が開催された。また、昨年の会談から1年後の本年7月28日高村外相とシン外相との間で日印外相会談が行われた。「パ」側とは、昨年9月23日の国連総会の際、また同11月18日のアジズ外相の訪日の機会に各々日「パ」外相会談が、本年2月15、16日に日「パ」合同委員会が行われている。

印「パ」の核不拡散分野での動き

- 98年9月国連総会演説において、シャリフ「パ」首相及びヴァジバイ印首相はCTBT参加に向け前向きとも取れる発言を行った。また、核実験後の3回に亘る印「パ」首脳会談の開催や、印「パ」外務次官級協議の再開は、両国の緊張緩和に向けた取り組みとして歓迎される。特に99年2月の印「パ」首脳会談の際発表された「ラホール宣言」では、信頼醸成措置の促進、対話強化に係る継続的取り組みが表明された。

その反面、99年4月には印「パ」両国が相次いで弾道ミサイル発射実験を実施したほか、5月には印「パ」間の係争地域である、ジャンムー・カシミール地方の管理ライン（LOC）沿いの印側の一部で戦闘が行われた。戦闘は7月に終結したが、印下院総選挙が9月から10月に予定されていることもあり、CTBT参加、信頼醸成措置の実施等、印「パ」の不拡散分野での取り組み及び印「パ」両国の対話の進展は不透明。

インド・パキスタンによる地下核実験実施後の情勢 (クロノロジー)

平成11年8月

1998年

5月	11日	インド第1回核実験実施
	13日	印の第1回核実験を受けた我が国の対印措置発表（官房長官談話）
	13日	インド第2回核実験実施
	14日	印の第2回核実験を受けた我が国の対印措置発表（官房長官談話）
	14日	インドの核実験を受けた安保理議長声明発出
	15日	バーミンガム・サミットで「G8首脳による声明」を発出
	28日	パキスタン第1回核実験実施
	29日	パの核実験を受けた我が国の対パ措置発表（官房長官談話）
	29日	パキスタンの核実験を受け安保理議長声明発出
	30日	パキスタン第2回核実験実施
6月	4日	P5外相会合で共同コミュニケを発出
	6日	印パの核実験に対する安保理決議1172採択
	12日	印パの核実験に関するG8外相声明採択（於：ロンドン）
7月	9日	拡大G8タスクフォース第1回会合（於：ロンドン）
	29-30日	印パ首脳会談（於：コロンボ）
	30日	印パ首脳会談及び印パ次官級会談（於：コロンボ）
8月	30-31日	第1回「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」（於：東京）
9月	23日	印パ首脳会談及び印パ次官級会談（於：ニューヨーク）
10月	15-18日	印パ外務次官級協議（於：イスラマバード）
	30日	拡大G8タスクフォース第2回会合（於：ロンドン）
11月	18日	日・パキスタン外相会談（於：東京）
12月	18-19日	第2回「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」（於：広島）

1999年

1月	18日	第9回日印次官級政務協議（於：東京）
2月	11日	拡大G8タスクフォース第3回会合（於：東京）
	15-16日	第9回日パ合同委員会（於：イスラマバード）
	20-21日	印パ首脳会談（於：ラホール）
3月	19日	印パ外相会談（於：スリランカ）
4月	9-10日	第3回「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」（於：米国）
6月	9-10日	G8ケルン外相会合
	18-20日	G8ケルン・サミット
	23日	拡大G8タスクフォース第4回会合（於：ウクライナ）
7月	23-25日	第4回「核不拡散・核軍縮に関する東京フォーラム」（於：東京）

STARTの概要

平成11年8月
軍備管理軍縮課

1. START I

(1) 経緯

1991年7月	米ソ首脳会談において条約署名（モスクワ）
12月	ソ連邦崩壊
1992年5月	旧ソ連のうち戦略核兵器の配備されていたベラルーシ、カザフスタン、ロシア及びウクライナの全てがSTARTの締約国となり、条約の履行義務を負うことを規定する議定書署名（リスボン）
5月	カザフスタン批准
10月	米国批准
11月	ロシア批准
1993年2月	ベラルーシ批准
1994年2月	ウクライナ批准
12月	発効

NPT加入

ベラルーシ : 1993年7月
カザフスタン : 1994年2月
ウクライナ : 1994年12月

(2) 概要

条約発効の日から7年間（2001年迄）に戦略攻撃兵器を米ソ同等の水準まで削減。主な上限は次の通り。

- (イ) 戦略核兵器運搬手段（SNDV）：1600基・機
- (ロ) 条約の算定基準に基づく核弾頭総数：6000個（重爆撃機1機は1弾頭として計算）
- (ハ) 弾道ミサイル弾頭（大陸間弾道ミサイル（ICBM）＋潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM））：4900個

(3) 実施状況

(イ) 戦略核弾頭数の推移：別添参照

(ロ) 旧ソ連諸国の核弾頭のロシアへの移送

カザフスタン、ウクライナ、ベラルーシに配備されていた核弾頭については、96年11月にベラルーシからロシアへの核弾頭の移送が完了したことをもって、全てロシアに徴収された。（カザフスタンについては、95年5月、ウクライナについては96年6月に完了）

2. S T A R T II

(1)経緯

1993年1月 米露首脳会談において条約署名（モスクワ）

1996年1月 米国批准

1997年9月 S T A R T IIに基づく、戦略核戦力の削減期限延期を規定する
議定書に署名（ニューヨーク）

1999年1月現在、ロシアが未批准であるために未発効。

(2)概要

2007年12月31日までに次の数以下までに削減。(注)

①総弾頭数：3000～3500

②S L B M弾頭数：1700～1750

③多弾頭 I C B M：0

④重 I C B M弾頭数：0

(注)当初START IIによる削減期限は2003年1月1日であったが97年9月に署名
された議定書にて削減期限が延長された。)

[参考] S T A R T IIIについて

97年9月21日、ヘルシンキ米露首脳会談の結果発表された「将来の核戦力削減のパラ
メーター」に関する共同声明において、米露双方は、S T A R T IIが発効し次第S T A R T
III交渉を開始すること、及びS T A R T IIIの基本的要素として、2007年12月31日ま
でに双方の戦略核弾頭数を2000～2500にすること等に了解したことを明らかにした。

99年6月20日、ケルンでの米露首脳会談において、今夏の後半に米露間でS T A R T
IIIについて協議を行うことが合意された。

戦略核弾頭数の推移及びSTART諸条約上の上限との比較

	1991年 (1月: START I署名時)	1994年 (12月: START I批准時)	1997年 (1月)	1999年 (1月)	2001年 (START I履行完了時)	2007年 (START II 履行 完了時)	2007年(注) (START III 履行 完了時)
	実 績				条 約 上 の 上 限		
米 国	11,966	8,824	8,111	7,958	6,000以下	3,000 ～ 3,500	2,000 ～ 2,500
ロシア (旧ソ連合計)	10,880	9,428	7,984	7,362			

(注) START II は未発効。START III はSTART II 発効後に交渉の予定。

2007年との時期は、1997年3月のヘルシンキ米露首脳会談にて発表された共同声明において予定されているもの。

出典：1991年についてはSIPRI（ストックホルム国際平和研究所）年鑑
1994～99年については米軍備管理軍縮庁（ACDA）FACT
SHEETによる。

余剰兵器プルトニウムの管理・処分

平成11年9月6日

軍備管理軍縮課

1. 背景

START I の実施等、米露間の核軍縮の進展に伴い、解体核兵器から大量のプルトニウム (Pu) 及び高濃縮ウラン (HEU) が生じてきているが、特に経済的困難を含む多くの国内問題に直面するロシアにおいて、これらの核物質の軍事再転用及び拡散を防止し処分する事が核軍縮、核不拡散の分野での課題となっている。このうち、HEU は天然ウラン等と混合して希釈することによって、容易に兵器に再利用できないようにすることが可能であるため、現下の国際的課題は余剰兵器 Pu の管理・処分となっており、この問題への国際的取り組みについて88の専門家会合等の場において調整が図られている。ケルンサミットでは、プルトニウム等の兵器に使用される核分裂性物質の継続的な管理の必要性を認識するとともに、G8メンバー及びその他の国々による将来的な大規模処分プログラムを支援するための科学・技術面での具体的イニシアティブを強く支持する旨のコミニケが採択された。

2. 米露の動向

(1) 米の対ロシア支援

近年、脅威削減イニシアティブの名の下、ロシアの核弾頭解体、核物質の安全管理のため支援を行ってきている。具体的には、金属 Pu を酸化 Pu に転換するための実証規模の転換プラント建設計画を有している。その他、露国内の軽水炉 VVER-1000 及び高速炉 BN-600 への技術協力も進展中。98年7月基本的な枠組みを定めた二国間協定を締結し、9月に米露首脳は「余剰兵器プルトニウムの管理と処分に關する原則についての共同声明」に署名した。同声明では米露双方に約50トンずつあるプルトニウムの処分に対する緊急性が強調されている。

また、99年度の大統領一般教書演説において表明した5年間で45億ドルの拡大脅威削減イニシアティブでは、余剰兵器プルトニウムの処分の分野において、2000年度からの5年間で2億ドルを振り向けるとしている。

(2) 露の動向

余剰兵器 Pu は自国の財産であるとの考えから、MOX 燃料として軽水炉及び高速炉での有効利用を主張し、固定化オプションには否定的。88各国との協力を実施中。

3. 対露支援における国際的な検討

(1) 仏独露による実証規模 MOX 燃料加工 (DEMOMOX) プラント建設プロジェクト

92年より進められた仏露、独露の二国間の協力を仏独露3国間の協力として進めることとなり、三国の政府間協定が98年6月に調印された。解体核Puを混合酸化物(MOX)燃料に加工して露国内の民生用原子炉で燃焼することを目指している。最近、イタリア、ベルギーもこの協力への参加を表明。

(2) CANDUイニシアティブ

- (イ) DEMOXプラント内にCANDU炉用MOX燃料製造ラインを付加し、製造した燃料を加で燃焼の上、その使用済み燃料を地層処分する構想。
- (ロ) 98年12月、加議会在政府に対する報告書において、この計画は実現可能性がない旨勧告したが、加政府は本イニシアティブの検討を進めている。

(3) バイバックオプション

バイバック型燃料を中心とした高速炉用燃料サイクル技術を開発するという露独自の構想があり、我が国の核燃料サイクル開発機構は露の関係研究機関との間で、バイバック燃料の照射試験、BN800高速炉のMOX用炉心改造につき研究協力を行っている。

(4) 高温ガス炉オプション

露原子力省は、米エネルギー省の資金協力を得て、米仏日の企業連合との間で共同で高温ガス炉の概念設計を実施中。

4. 我が国の立場

(1) 国際協力について検討していく上で以下を重要と認識。

- (イ) 余剰兵器Puが軍事目的に再転用されないこと(不可逆性)。
- (ロ) 余剰兵器Puの発生見通し(量的な発生見通しやその形態等)の情報が最大限提供されるとともに、可及的速やかにIAEAの保障措置の下に置かれること(透明性)。
- (ハ) 余剰兵器Puは極力短期間に処分されるべき(効率性)。

(2) 我が国の具体的貢献

- (イ) バイバックオプションへの研究協力に加え、同オプションの実施に向けて協力の可能性を追求する。
- (ロ) 核燃料サイクル開発機構によるCANDU炉用MOX燃料製造ラインに関する加露二国間研究への協力
- (ハ) 核分裂性物質の輸送時等にありうべき緊急事態への対応への協力(機材供与を協議中)

平成11年9月

(1) 平成4年に行われたIAEAによる特定査察の結果、いわゆる北朝鮮の核疑惑が問題となっていたが、平成5年3月に至り、北朝鮮は、核不拡散条約（NPT）からの脱退を表明した。これに対して、平成6年6月には、国連安保理が北朝鮮制裁決議につき非公式の協議を行う等、緊張が高まった。米韓と北朝鮮は、同月のカーター・米元大統領の金日成主席との会談等を経て、同年10月、「合意された枠組み」に署名。これにより、①北朝鮮側は、NPT締約国にとどまる他、IAEA保障措置協定上の義務履行を通じた核開発の検証、既存及び開発中の核施設の凍結・解体等を行うこととなり、②米側は、出力合計約2,000メガワットの軽水炉プロジェクト（出力約1,000メガワットの軽水炉2基）を北朝鮮へ供与し、また、第1基目の軽水炉完成までの間の代替エネルギーとして年間50万トンの重油を供与することとなった。

(2) 我が国は、北朝鮮の核開発を阻止し、核不拡散体制の強化を図ると共に、北東アジアの平和と安全に資するとの観点から、平成7年3月、米韓と共に、「朝鮮半島エネルギー開発機構（KEDO）の設立に関する協定」に署名し、北朝鮮における軽水炉プロジェクトの資金手当て及びその供与並びに暫定的な代替エネルギーの供与等を目的としたKEDOの設立に積極的に参加した。以降、現在までにKEDO加盟国は12か国及び1機関（日、韓、米、EU、フィンランド、ニュージーランド、豪、オーストラリア、チリ、アゼンタイン、ノルウェー、チェコ）に増えた（このうちEUは、平成9年9月に日韓米と同様の理事会メンバーとして加盟。）。

(3) 平成7年12月、KEDOと北朝鮮との間で軽水炉プロジェクトに関する供給取極が締結され、平成9年8月19日、北朝鮮咸鏡南道（ハムギョンナムド）琴湖（クム）地域の軽水炉建設用地において、土地の造成を中心とする準備工事の着工式が行われるに至った。なお、同年7月末には琴湖地域にKEDOの現地事務所が開設され、以降、日韓米の職員が派遣されている。

(4) 平成10年11月、軽水炉プロジェクトの経費見積りを46億ドルとし、その中で我が国が「1165億円（コミット時の10億ドル相当円）」、韓国が「総経費の70%」を貢献すること等を規定したKEDO理事会決議が採択された。

(5) 経費負担問題の解決を受けて、K E D Oとの間で資金拠出協定の交渉が開始された。平成11年5月3日本協定は署名され、6月30日その締結について国会承認手続を了した。その後、軽水炉建設をターンキーで行う韓国電力公社との建設契約及び輸送・K E D O間の貸付契約を締結するための大詰めの作業が行われている。これらの契約が締結されれば、軽水炉建設のための本格工事が開始させることになる。

(6) K E D Oは、北朝鮮の核開発を阻止するためのもっとも現実的かつ効果的な枠組みであり、我が国としては、今後ともK E D Oを支持し、協力していく。